

法人名:住宅金融支援機構

公益法人への契約以外の支出について(「公益法人に対する支出の公表・点検の方針について」(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づくもの)

支出先法人名称	名目・趣旨等	支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会 費一口当たりの金額又 は最低限の金額 (単位:円)	支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合	
						公益法人の区 分	国所管又は都道 府県所管の区分
公益社団法人日本経済 研究センター	経済情報データ利用料	972,000	—	2017/4/21	—	公社	国所管
公益財団法人21世紀職 業財団	受講料	540,000	—	2017/6/9	—	公財	国所管
公益社団法人全国市街 地再開発協会	図書購入費	131,760	—	2017/4/14	—	公社	国所管
公益財団法人マンション 管理センター	広告掲載料	320,000	—	2017/5/26,6/30	—	公財	国所管
公益社団法人日本不動 産学会	会費	100,000	一口100,000	2017/4/21	実務報告会等を通じ、職員の 専門能力及び当機構のプレゼ ンス向上に資するため。	公社	国所管
公益社団法人東京共同 住宅協会	広告掲載料	151,200	—	2017/4/21	—	公社	国所管
公益社団法人全国賃貸 経営者協会連合会	広告掲載料	972,000	—	2017/5/26	—	公社	国所管
公益社団法人日本建築 士会連合会	受講料	119,340	—	2017/6/30	—	公社	国所管

(注)

- 1 「公益法人」には、国の所管である特例民法法人、公益社団法人及び公益財団法人が含まれる。
- 2 「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。
- 3 「会費一口当たりの金額又は最低限の金額」欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額又は最低限の額を記載する。
- 4 公益法人の区分については、「公益財団法人」は「公財」、「公益社団法人」は「公社」、「特例財団法人」は「特財」、「特例社団法人」は「特社」と記載する。